



北海道当別町 企業立地のご案内

当別町のセールスポイント

- 1 当別町は札幌市に隣接し都心まで車で約40分、新千歳空港から車で約1時間の立地!
- 2 JR、国道等で道内主要都市と結ばれ、通勤・物流等移動が容易!
- 3 冷涼な気候で一年を通して過ごしやすい!
- 4 恵まれた自然環境により、新鮮で良質な農産物の確保が可能!



町の概要

人口・世帯数 (平成22年9月現在)

- 人口 18,714名
- 世帯数 7,778世帯

生活環境

- 住宅
公営住宅(498戸)、民間アパート(103棟: 1,301戸)
- 教育
幼稚園(1園)、保育所(3所)、小学校(3校)、中学校(3校)
高等学校(1校)大学(1校)
- 文化・体育施設など
コミュニティーセンター(2か所)、総合体育館(1か所)、町営球場(1か所)
少年野球場(2か所)、テニスコート(3か所)、町営プール(1か所)
- 医療
病院(1か所)、診療所(9か所)、歯科医院(10か所)

観光

- レジャー施設
ゴルフ場(5か所)、パークゴルフ場(3か所)
スキー場(1か所)、温泉(3か所)、野外活動施設(1か所)

気象データ 平成21年

月	平均気温 (°C)	総降水量 (mm)
1	-2.8	72
2	-3.0	59
3	0.4	48
4	6.1	43
5	12.1	41
6	16.1	65
7	18.5	178
8	19.9	49
9	16.1	39
10	11.1	111
11	4.0	103
12	-2.0	75
年間平均気温		8.0
年間総降水量		880

企業立地促進制度のご案内

(当別町企業立地促進条例の概要)

町内産業の振興ならびに雇用機会の拡大を目的に、町内に一定の工場等を新設(または増設)する事業者に対し、固定資産税の減免及び雇用に対する補助金を交付します。

なお、税の減免及び補助金を受けるにあたっては、申請手続きが必要です。

対象業種	対象要件	支援内容	限度額
製造業(食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業以外)、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業	○次の全ての要件に該当する事業者 ①投資額が5,000万円以上 ②新規雇用者(常用雇用)が5人以上(増設は2人)以上 ③町税の滞納がないこと	○課税の免除 ・固定資産税を3年間免除 (土地については、取得後1年以内に建物の建設の着手があった土地に限る)	なし
		○雇用に対する補助 ・新規雇用者のうち操業又は事業開始から1年以上町内居住の雇用者数×20万円	500万円
製造業(食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業)	○次の全ての要件に該当する事業者 ①投資額が2,500万円以上 ②新規雇用者(常用雇用)が3人以上(増設は1人)以上 ③町税の滞納がないこと	○課税の免除 ・固定資産税を5年間免除 (土地については、取得後1年以内に建物の建設の着手があった土地に限る)	なし
		○雇用に対する補助金 ・新規雇用者のうち操業又は事業開始から1年以上町内居住の雇用者数×20万円	500万円

※申請にあたっては、事前にご相談ください。

【用語の定義】

- ① **新 設** 町内に工場等を有していない者が新たに町内に工場等を設置すること。
- ② **増 設** 町内に工場等を有する者が当該工場等を拡充し又は町内に新たな工場等を設置すること。
- ③ **投 資 額** 所得税法施行令第6条第1号から第7号に掲げる資産
(建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品)
- ④ **常用雇用者(以下に掲げる要件のいずれにも該当する雇用者)**
 - (1) 雇用期間の定めのない者であること。
 - (2) 雇用保険法に基づく雇用保険の被保険者(短期雇用特例被保険者を除く)であること。
 - (3) 健康保険法に基づく健康保険の被保険者であること。
 - (4) 厚生年金保険法に基づく厚生年金保険の被保険者であること。

